

男鹿市告示第 25 号

男鹿市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 19 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱の一部を改正する告示
男鹿市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱（令和 2 年男鹿市告示第 53 号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(補助対象者)</p> <p>第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、隊員の任期 2 年目から任期終了後 <u>3 年</u> 以内の者とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(補助対象経費)</p> <p>第 5 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費であって、次</p> | <p>(補助対象者)</p> <p>第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、隊員の任期 2 年目から任期終了後 <u>1 年</u> 以内の者とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(補助対象経費)</p> <p>第 5 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費であって、次</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 経営改善に向けた専門人材の活用に要する経費</u></p> <p><u>(7) 新商品開発、新技術導入等による付加価値向上に要する経費</u></p> <p><u>(8) 従業員の育成・能力開発に要する経費</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>(補助金の額)</p> <p>第6条 補助金の額は、補助対象経費を合算した額の10分の10以内の額とし、100万円を限度とする。ただし、<u>当該補助事業において、起業の場合は1人以上の新規雇用、事業承継の場合は承継する事業に係る雇用数の維持を行った場合</u>にあつては、200万円を限度とする。</p> <p><u>2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その額を切り捨てるものとする。</u></p> | <p>の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第6条 補助金の額は、補助対象経費を合算した額の10分の10以内の額とし、100万円を限度とする。ただし、<u>補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その額を切り捨てるものとする。</u></p> |
| <p>備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。</p> | |

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。